

入院一時 給付金

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的とする

1日以上の入院をしたとき一時金をお支払い

1回の入院につき：入院一時給付金額
通算支払限度：100回

※所定の生活習慣病の治療を目的とした入院は無制限

1回の入院とは、入院の原因が同一か否かに関わらず、退院日の翌日から60日以内に開始した入院をいいます。[入院一時給付金が支払われた入院の退院日の翌日から](#)その日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。

 については 5 ページ下部をご確認ください

手術 給付金

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する手術を受けたときにお支払いします。

入院一時給付金額 × 20%

入院中または外来いずれの場合でも

 詳細は 9、10 ページをご参照ください

放射線 治療 給付金

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為を受けたときにお支払いします。

入院一時給付金額 × 20%

入院中または外来いずれの場合でも

※すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、放射線治療給付金が支払われることとなった放射線治療を最後に受けた日からその日を含めて60日を経過した後に受けた放射線治療についてお支払いします。